

# 熊野古道伊勢路への二次交通（タクシー利用プラン）プロモーション及び 予約販売業務委託仕様書

## 1 業務名

熊野古道伊勢路への二次交通（タクシー利用プラン）プロモーション及び予約販売業務委託

## 2 業務の目的

本業務は熊野古道伊勢路（以下「伊勢路」という。）沿線において各峠道を訪れる際の二次交通の利便性向上を図るために実施するものである。

伊勢路では公共交通利用者の交通拠点（駅、バス停）から峠道へのアクセス、又は峠道から交通拠点へのアクセスに課題があると同時に、自家用車利用者が峠道を踏破した後、自家用車を駐車した駐車場に戻るための交通手段に課題がある。

これらの課題を解決するため、峠道へのアクセス時に柔軟にタクシーを利用できるようタクシープランの予約サイト構築・運営、販売・決済及びプロモーションの実証事業を行うものである。

## 3 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### （1）二次交通（タクシー利用プラン）のプロモーションおよび予約販売

※二次交通（タクシー）の運行は県が別途タクシー会社に運行を委託する

#### ① 業務実施計画の作成

本事業における工程や各種実施スケジュール等をまとめた計画書を作成し、進捗管理を行う。計画書については県と協議の上決定することとし、変更が生じた際は随時計画書を変更する。

#### ② タクシー予約受付及び利用料金の収受

・予約受付はインターネットで行うこととする。

※利用希望者が予約日時を入力し、タクシー会社が運行を承諾した時点で予約が成立

・予約サイトを令和8年9月15日に開設する。

・予約成立後、1グループ1回の利用につき1,000円の利用料を収受する。

・本業務において県は受託者に利用料の収納を委託するものとし、受託者は毎月、（別紙）現金出納計算書及び販売実績を県に提出し、県の指示する方法により県に納入する。

### ③ プロモーション活動

#### (ア) インターネットでの広告

- ・本事業の紹介ウェブサイトを作成する。
- ・SNS等を活用した効果的な情報発信を行う。  
※本事業の効果を最大化できるよう対象者や手法を工夫すること
- ・県及び関係自治体のホームページ等へ掲載するバナーを作成する。

#### (イ) タクシー車体へのステッカー広告作成

- ・本事業のタクシー10台へ掲出するステッカーを作成する(各車2枚)  
※視認性等も考慮し、タクシー車体側面にマグネット広告を掲出

### ④ アンケートの実施

- ・タクシー利用者に対し県が作成した利用者アンケートの回答を依頼、集計した結果を取りまとめること
- ・タクシー非利用者に対し県が作成した伊勢路の二次交通改善に向けたアンケートの回答を依頼、集計した結果を取りまとめること

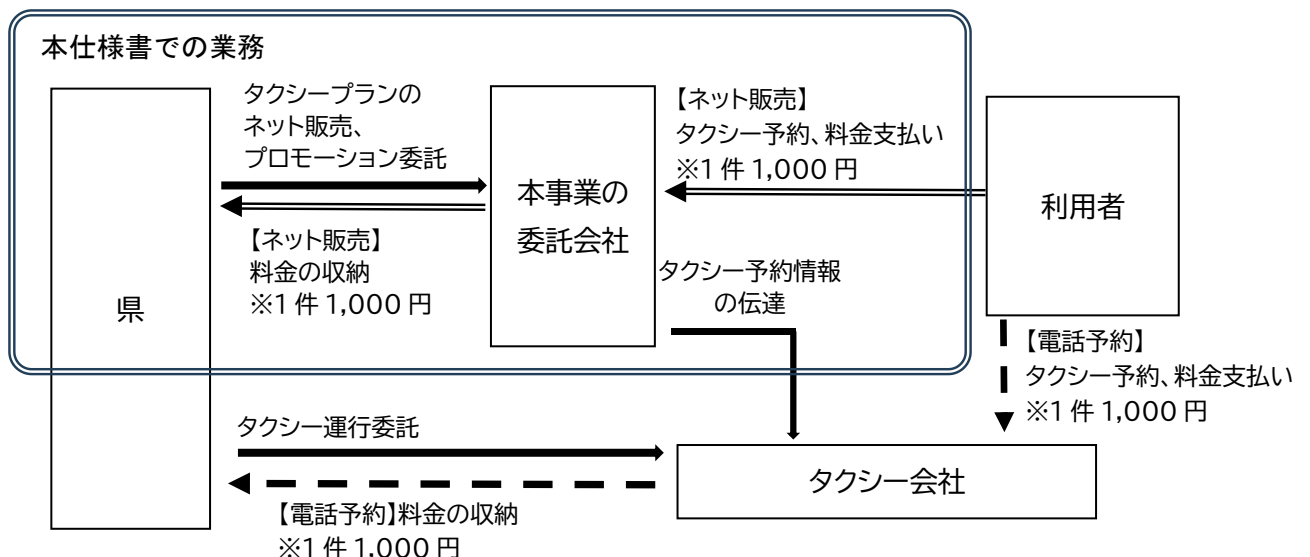
### ⑤ 事業報告

- ・日別の予約数を毎月末に県に報告すること(様式は別に定める)
- ・アンケート、予約販売実績、本事業で作成するウェブサイトや広告へのアクセス数(リーチ数)等を分析し、伊勢路の二次交通改善の提案を記載すること

### ⑥ その他

本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、県と協議のうえで決定すること

(参考) 県が予定しているタクシー運行実証の全体スキーム



### 運行日

令和8年9月19日(土)から令和9年2月28日(日)までの土・日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日(55日間)

ただし年始期間（1月1日から1月3日）を除く

#### 運行時間

9時から16時まで

#### 運行エリア ※エリア内では利用者の希望に応じて乗降可能

【荷坂峠・ツヅラト峠】 J R 梅ヶ谷駅前駐車場、ツヅラト峠駐車場  
～ J R 紀伊長島駅、道の駅紀伊長島マンボウ

【馬越峠】 道の駅海山  
～ J R 尾鷲駅、尾鷲観光物産協会、おわせお魚いちばおとと

【八鬼山越え】 J R 三木里駅  
～ J R 尾鷲駅、尾鷲観光物産協会、おわせお魚いちばおとと、  
熊野古道センター 夢古道おわせ

#### 運行形態

送迎時間を含め1グループ1台を貸切利用

### 5 納品する成果物及び期日等

#### (1) 納品する成果物及び部数

- ① 業務完了報告書 2部
- ② 事業報告書 2部
- ③ 上記資料に係る電子データ（PDF形式等）
- ④ その他、県が必要とするデータ等（本業務で作成した資料等）

#### (2) 成果物の提出先

三重県津市広明町13番地  
三重県地域連携・交通部交通政策課（三重県庁2階）

#### (3) 期日

本業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和9年3月19日のいずれか早い日までに、成果物を提出すること。

### 6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、納品された成果物の内容に不備があることが判明した日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合には、受託者の責任において補修等を行うこと。

### 7 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、関係法令を遵守し、業務に必要な資格を有する者が担当することとし、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施するものとする。

- (2) 本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、複写費、交通費、通信費、消耗品費、業務受託者において予め仕様を見込む特許権等の仕様に係る費用等、本業務に必要な費用の一切を本業務委託料に含むものとする。ただし、契約締結後において、県の指示により特許権等の仕様に関する特別な費用が生じる場合は、別途、県と業務受託者とで取扱いを協議する。
- (3) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。
- (4) 本契約に基づく成果物の所有権は、県へ成果物の引き渡し完了したときに、県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果物の引き渡しをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物に係る著作人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (4) 再委託を行う場合には、事前に県の了解を得て、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して県が直接に指示監督する場合がある。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 県に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (8) 受託者が（7）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

- (9) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (11) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (12) 県が受託者を決定した後、契約にあたり、業務仕様書に定める事項及び業務仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。
- (13) 本業務委託料の支払いは、精算払いとする。
- (14) 業務受託者は別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとし、個人情報の漏えい、滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはなりません、再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とします。

なお、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。